

Homamar

向日葵

令和2年
第270号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp



海と船 浜島 石垣島

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3
着任のごあいさつ／法人課税部門幹部職員等名簿…	4-5
【ご案内】パワハラ等防止に関する法改正と実務セミナー／事業承継個別相談会／租税・科学教室開催中止／e-Tax・eLTAX講習会／決算書作成講座&法人税申告書等の書き方講座…	6
教えて税理士さん!／	
立川都税事務所からのお知らせ……………	7
社労士column……………	8
地域の名所／地域のイベント情報……………	9
緊急経済対策における税制上の措置……………	10-11

【実施報告】税制等セミナー／ビジネスマナー研修／女性部会研修……………	12
会社紹介……………	13
法人会セミナーのご案内／生活習慣病健診実施報告等…	14
人人……………	15
法人会入会案内／全国大会と国内研修の中止について…	16
通常総会実施報告／令和元年度法人会活動功労者発表…	17
委員会紹介コーナー／福利厚生制度受託会社コーナー…	18
法人会行事のご案内／会統一会員増強デーと会員増強期間／福利厚生制度マイスターの紹介……………	19
recipe……………	20

第2次補正予算

令和2年度第2次補正予算が先月、可決成立しました。
この補正予算では「家賃支援給付金制度の創設」「持続化給付金の

新型コロナウイルス資金繰り施策一覧(2020年7月15日更新)

※随時確認してほしいサイト(1)経産省コロナ感染症関連 (2)中小企業庁 (3)日本政策金融公庫 (4)金融庁コロナ感染症関連情報

※経産省パンフレット: 「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

●政府系金融機関

売上減少率	活用できる制度	限度額	返済期間(うち据置)	その他
20%以上減少	特別利子補給制度(中小企業者)	4,000万円(国民事業)	当初3年間	借換も無利子化対象
15%以上減少	特別利子補給制度(小規模事業者)	4,000万円(国民事業)	当初3年間	借換も無利子化対象
10%以上減少	衛生環境激変対策特別貸付 (※生活衛生事業者向け)	別枠1,000万円 旅館:別枠3,000万円	7年以内(2年以内)	
5%以上減少	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活)	別枠8,000万円	設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内)	利子補給対象 遡及適用可
	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業)	別枠6億円	設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内)	既往債務の借換可
	商工中金による危機対応融資	6億円	設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内)	
	新型コロナウイルス感染症特別貸付		設備10年以内(4年以内) 運転7年以内(3年以内)	
	新型コロナウイルス対策マル経	別枠1,000万円		
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (※生活衛生事業者向け)	別枠8,000万円	設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内)	利子補給対象 遡及適用可
	新型コロナウイルス対策衛経 (※生活衛生事業者向け)	別枠1,000万円	設備10年以内(4年以内) 運転7年以内(3年以内)	既往債務の借換可
要件なし	特別利子補給制度(個人事業主)	4,000万円(国民事業)	当初3年間	借換も無利子化対象
	セーフティネット貸付(国民生活)	4,800万円	設備資15年以内(3年以内) 運転8年以内(3年以内)	要件緩和
	セーフティネット貸付(中小企業)	7億2千万円	設備資15年以内(3年以内) 運転8年以内(3年以内)	要件緩和
売上減少要件なし	資本性劣後ローン	別枠7,200万円(国民事業) 別枠7.2億円(中小事業) 別枠7.2億円(商工中金)	5年1ヶ月、10年、20年 (期限一括償還)	・貸付利率 当初3年間一律、4年目 以降は業績に連動

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

※日本公庫・中小企業事業の「特別利子補給制度」: 国民事業と同条件にて、2億円まで当初3年間は金利0%となる

※商工中金「特別利子補給制度」: 売上減少: 中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上などを満たす場合は、2億円まで当初3年間は金利0%となる

※セーフティネット貸付: 「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象

●信用保証協会

売上減少率	活用できる制度	限度額	返済期間(うち据置)	その他
20%以上減少	セーフティネット4号	2.8億円(無担保8万円)以内	10年以内(1~2年以内)	100%保証
15%以上減少	危機関連保証	2.8億円(無担保8万円)以内	10年以内(1~2年以内)	100%保証
5%以上減少	セーフティネット5号	2.8億円(無担保8万円)以内	10年以内(1~2年以内)	80%保証
5%、15%減少	民間金融の実質無利子・無担保、保証料減免等	上限4,000万円	10年以内(5年以内)	借換可能
要確認	自治体独自のコロナ対策融資制度	自治体による	自治体による	
売上減少要件なし	資本性劣後ローン	金融機関による	5年超、期限一括償還	業績連動型の金利設定

※各自治体のセーフティネット認定申請について

※セーフティネット保証に関する最新の更新情報

※セーフティネット保証の認定緩和の概要について

「自治体名 セーフティネット保証」で検索

<https://www.meti.go.jp/covid-19/shikiguri.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

●その他、資金繰りに役立つ施策(リスク、補助、助成、納税猶予など)

要件・対象	活用できる制度	内容
返済できない	新型コロナ特例リスクセジュール	再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整、リスクセジュール計画策定支援
返済できない	金融機関等への配慮要請	事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう金融機関に要請
5%以上減少	小規模共済／特例緊急経営安定貸付	限度額2,000万円、無利子、償還期間: 額により4年、6年(据置期間1年含)
共済金の償還困難	経営セーフティ共済の特例措置	共済金の償還(返済)期日の繰下げ、一時貸付金の返済猶予、掛金の納付期限の延長等
保険会社からの借入	契約者貸付制度	契約者への貸付金利をゼロ%にて対応。要件はそれぞれの保険会社による
50%以上減少	持続化給付金	法人200/個人100万円、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者が対象
50%(30%)以上減少	家賃支援給付金	法人: 最大600万円、個人事業者: 最大300万。家賃額の2/3、6か月分を給付
設備投資等する	ものづくり補助(生産性革命推進事業)	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援
設備投資等する	持続化補助(生産性革命推進事業)	小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援
設備投資等する	IT補助(生産性革命推進事業)	ITツール導入による業務効率化等を支援
ブランド力向上	JAPAN ブランド育成支援等事業	地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場開拓の支援。上限額: 500万円・2,000万円
事業承継したい	経営資源引継ぎ・事業再編支援事業	コロナの影響を受けている後継者不在事業者の引継ぎや再編を支援。200万、650万円
資本を厚くしたい	資本増強支援事業	中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドなどによる支援
雇用調整する	雇用調整助成金・特例	特例措置実施。休業などを行い、雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成
有給取得する	小学校休業等対応助成金	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得を支援
生活費が困窮	緊急小口資金等特例／緊急小口資金	生活困窮者対象(個人事業含)。20万円、10万円以内。償還2年(据置1年)以内。無利子
生活費が困窮	緊急小口資金等特例／総合支援資金	生活困窮者対象(個人事業含)。月20万、15万円以内、償還10年(据置1年)以内。無利子
テレワーク導入	働き方改革推進支援助成金(テレワーク等)	テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成
納税できない	税務申告・納付期限の延長	4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付ける
	納税の猶予の特例	2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者。無担保、延滞税なし
	国税の納付の猶予制度	国税を一時に納付することが困難な事業者が対象。換価の猶予、納税の猶予
	地方税の猶予制度	コロナにより納税資力が著しく低下している納税者が対象。徴収の猶予、換価の猶予
法人税の一部還付	欠損金の繰戻し還付	前年度黒字で今年度赤字の場合、損失が発生した場合など、法人税を還付
固税等の軽減	固定資産税等の軽減	固定資産税・都市計画税の減免、固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長
納付できない	厚生年金保険料等の猶予制度	換価の猶予、及び納付の猶予を実施
	国保等保険料等の取扱いについて	国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)等の猶予を実施
電気代払えない	電気・ガス料金の支払猶予等について	供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予を実施
NHK料金が払えない	NHK放送受信料の免除について	持続化給付金の給付決定者が対象。事業所などの放送受信契約の免除

※黄色の箇所が、第2次補正で追加、更新された制度です。

可決成立

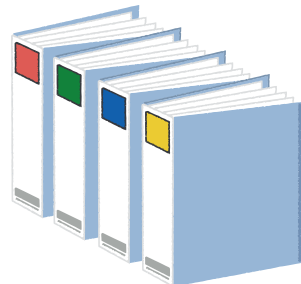
税理士 芦澤 千夏子

支給対象の拡大」「雇用調整助成金の拡充」「新型コロナ対応休業支援金・給付金」「資本金劣後ローンの活用」などが盛り込まれました。

これまでいろいろな対策がされてきましたが、ここで全体像を見直しておきたいと思います。

まだまだコロナの影響が続くと思われるので、ご自分の状況にあった対策をしっかりと見直して該当するものがあたら早急に手を打ちましょう！

施策一覧の「制度の詳細内容」に書いてあるキーワードでインターネット検索してもらえば該当するサイトを見ることができますので、ぜひ検索してください。



制度の詳細内容	相談・申請窓口等
実質的な無利子化融資のご案内	日本公庫
実質的な無利子化融資のご案内	日本公庫
衛生環境激変特別貸付	日本公庫・国民生活事業
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本公庫・国民生活事業
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本公庫・中小企業事業
新型コロナウイルス感染症特別貸付	商工中金
新型コロナウイルス対策マル経	日本公庫・国民生活事業
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本公庫・国民生活事業
新型コロナウイルス対策衛経	日本公庫・国民生活事業
実質的な無利子化融資のご案内	日本公庫
セーフティネット貸付	日本公庫・国民生活事業
セーフティネット貸付	日本公庫・中小企業事業
パンフ該当箇所 Q&A	日本公庫・国民生活事業
パンフ該当箇所 Q&A	日本公庫・中小企業事業
パンフ該当箇所	商工中金

制度の詳細内容	相談・申請窓口等
セーフティネット4号	信用保証協会
危機関連保証	信用保証協会
セーフティネット5号	信用保証協会
無利子・無担保融資 チャリン	民間金融機関が一元的窓口
「自治体名 コロナ 融資」で検索	各自治体 保証協会
資本金借入金(金融庁)	民間金融機関

制度の詳細内容	相談・申請窓口等
新型コロナウイルス感染症特例リスケ	再生支援協議会
金融機関への要請	日本公庫・商工中金 民間金融機関
特例措置 貸付制度	中小機構
特例措置	中小機構
<例>大同生命	各保険会社
持続化給付金に関するお知らせ(チャリン)	経産省・持続化給付金
家賃支援給付金に関するお知らせ	家賃支援給付金ポータルサイト
窓口・制度の詳細内容	中小企業団体中央会
商工会議所リンク 商工連合会リンク	商工会議所リンク 商工連合会リンク
IT導入補助金	サービスデザイン推進協議会
JAPAN ブランド育成支援等事業	中小企業庁
パンフ該当箇所 企業庁/事業承継	中小企業庁
パンフ該当箇所	金融相談窓口 0570-783183
雇用調整助成金	ハローワーク・労働局
小学校等の臨時休業等に関する支援	コールセンター
緊急小口貸付等の特例貸付(チャリン)	社会福祉協議会
緊急小口貸付等の特例貸付(チャリン)	社会福祉協議会
テレワーク	厚労省
申告納付について	国税庁
納税困難な方へ	財務省
納税困難な方へ	国税庁(該当ページ)
地方税対応について	地元自治体
還付特例	財務省
固税等の軽減	中小企業庁
換価の猶予 納付の猶予	年金事務所
国保等の取扱い	地元自治体
支払い困難な方へ	電気事業者 ガス事業者
NHK(受信料免除) パンフ該当箇所	HNKの窓口

Profile 芦澤 千夏子



ペットに関する新型コロナウイルスについては、世界小動物獣医師会(WSAVA)、公益社団法人東京都中医師会などが勧告文書や情報をアップしています。常に正しい情報を確認して安全なペットライフを送りたいですね。

■事務所 芦澤税理士事務所

■アドレス chika@ashi-tax.com

■ホームページ <https://ashi-tax.com/>

通常の税理士業務の他に資金調達、ペットが幸せになる相続に力をいれています！

着任のごあいさつ

東村山税務署長 あさ ぬま 浅沼 じゅんこう 淳幸



公益社団法人東村山法人会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と格別のご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度の人事異動により東村山税務署長を拝命し、仙台国税局の湯沢税務署から転任してまいりました浅沼でございます。前任の知見寺同様、ご厚情を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、各種研修会やセミナーの開催をはじめ、児童を対象とした多摩六都科学館での租税科学教室の開催、管内の小学校で行われる租税教室への講師派遣のほか、各市で行われる市民まつり・産業まつりでの税金クイズの実施、女子プロレス団体と共催した租税教室の開催や税に関する絵はがきコンクールなど、地域企業・地域社会の健全な発展と納税道義の高揚に寄与する活動や取組を幅広く活発に展開されています。

皆様が行われているこれらの活動や取組は、税務行政の円滑な運営のために欠くことのできない、大きな役割を果たすものと認識しております。こうした皆様の活動や取組に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

今後とも、会活動のより一層の活性化を図り、税務行政の良き理解者としてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は大きく変化する中、私共は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを目指し、納税者サービスの充実に努めております。納税者利便性の向上に向け、添付書類も含めた e-Tax の利用拡大、年末調整手続きのデジタル化や企業が行う手続きのオンラインワンストップ化など ICT を活用した取り組みを行っています。また、今般の新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置及び取り扱いに係る納税者の皆様からの諸申請や相談について、署一丸となり、状況の変化に即して、迅速かつ丁寧に対応してまいります。引き続きご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人東村山法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

ご案内

国土工営による事業承継個別相談会

無 料

事業承継に関する悩みをお持ちの方は是非ご相談ください。

- 日時 令和2年9月9日(水)、10月6日(火) 13時～17時
事前予約制(1社60分ほど)
上記の日程の他、毎月開催していますので詳しくは事務局にご連絡ください。
- 相談員 (株)国土工営 中小企業診断士 上甲寛 氏

ご案内

東京都多摩地域事業引継ぎ支援センターによる事業承継個別相談会

無 料

事業承継に関する個別相談会を開催しています。事業引継ぎに関することならどんな相談でも結構です。

- 日時 令和2年9月17日(木)、10月15日(木) 13時～16時
事前予約制(1社45分ほど)
上記の日程の他、毎月開催していますので詳しくは事務局にご連絡ください。
- 相談員 東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター相談員

ご案内

e-Tax・eLTAX講習会のご案内

無 料

“インターネットでらくらく申告！”

e-Tax(イータックス)は自宅や事務所から国税の申請・申告・届出ができる便利なサービスです。eLTAX(エルタックス)は地方税をインターネットで申告手続きできるシステムです。この講習会では法人税と地方税の電子申告を同時に学ぶことができます。

- 日時 令和2年9月28日(月)
第1部 e-Tax講習会 13時30分～15時00分
第2部 eLTAX講習会 15時10分～16時10分
- 講師 東村山税務署担当官、立川都税事務所担当官
- 定員 4名



ご案内

決算書作成講座&法人税申告書等の書き方講座のご案内

決算書作成講座は仕訳から決算書作成までの手順を、法人税申告書等の書き方講座は決算書から申告書への書き方を学習します。どちらの講座も簿記3級程度の基礎知識がある方へお勧めします。

決算書作成講座(全5回)

- 開講日 令和2年10月7日(水)13時30分～16時 毎週水曜日
- 受講料 正会員3,500円(テキスト代) 賛助会員4,000円 非会員6,000円

法人税申告書等の書き方講座(全5回)

- 開講日 令和2年11月11日(水)13時30分～16時
- 受講料 正会員3,500円(テキスト代) 賛助会員4,000円 非会員6,000円
(ただし決算書作成講座から引き続き受講する正会員と賛助会員は無料、非会員は2,000円)
- 講師 東京税理士会東村山支部所属税理士 野澤英二 氏

ご案内

パワハラ等防止に関する法改正と実務セミナー

無 料

- 日時 11月13日(金)15時～17時
- 講師 南立川法律事務所 弁護士 松尾裕介 氏 // よつ葉法律事務所 弁護士 内田直子 氏

ご案内

第9回租税・科学教室開催中止のご案内

9月12日(土)、多摩六都科学館において開催を予定しておりました「第9回租税・科学教室」は新型コロナウイルスの影響により会場の多摩六都科学館の利用ができなくなったため、本年度は中止とさせていただきます。楽しみにしていただいた方々には申し訳ございませんがご了解ください。

上記セミナーは東村山法人会館で開催します。どなたでも参加できます！
新型コロナウイルス感染拡大状況によっては中止となる場合があります。
細部は東村山法人会にお電話ください。☎042-394-7654

質問

新型コロナウイルス感染症による欠損金の繰り戻し還付制度とはどのようなモノですか?

(清瀬市S.T)

回答

【欠損金の繰り戻し還付制度】
(内容)

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰り戻し、既に納付した法人税から欠損金の分だけ還付を受けられる制度です。

(摘要要件)

- (1). 青色申告を提出する中小企業者等
- (2). 確定申告書を提出すると同時に「欠損金の繰戻しによる還付請求書」をその提出期限までに提出していること等

(新型コロナウイルス感染症関係)

新型コロナ税特法では、中小企業者等に加え、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額については資本金1億円超から10億円以下の法人にも適用されます。

【災害欠損金の繰り戻し還付制度】
(内容)

災害のあった事業年度またはその年度の間申告時において災害損失欠損金が発生した場合、その年度の前1年以内(青色申告法人は前2年以内)に開始した事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する部分に関して還付請求できる制度です。

(摘要要件)

- (1). 災害損失欠損金を有するすべての法人(青色申告法人に限りません)
- (2). 確定申告書又は仮決算による中間申告書を提出すると同時に「災害損失の繰戻しによる還付請求書」を提出すること等

(新型コロナウイルス感染症関係)

次のようなものが新型コロナウイルス感染症に係る災害欠損金に該当します。

- ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用

回答者



東京税理士会東村山支部所属 松井明美税理士事務所 税理士 松井 明美

立川都税事務所からのお知らせ ー都税についてのお知らせー

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

床上浸水(不動産取得税を除く)、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

不動産取得税、個人事業税 など

※個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

減免を受けるための手続き

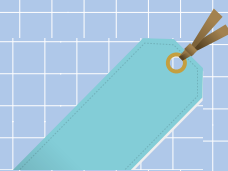
減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村(火災の場合は消防署)で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、立川都税事務所まで申請してください。

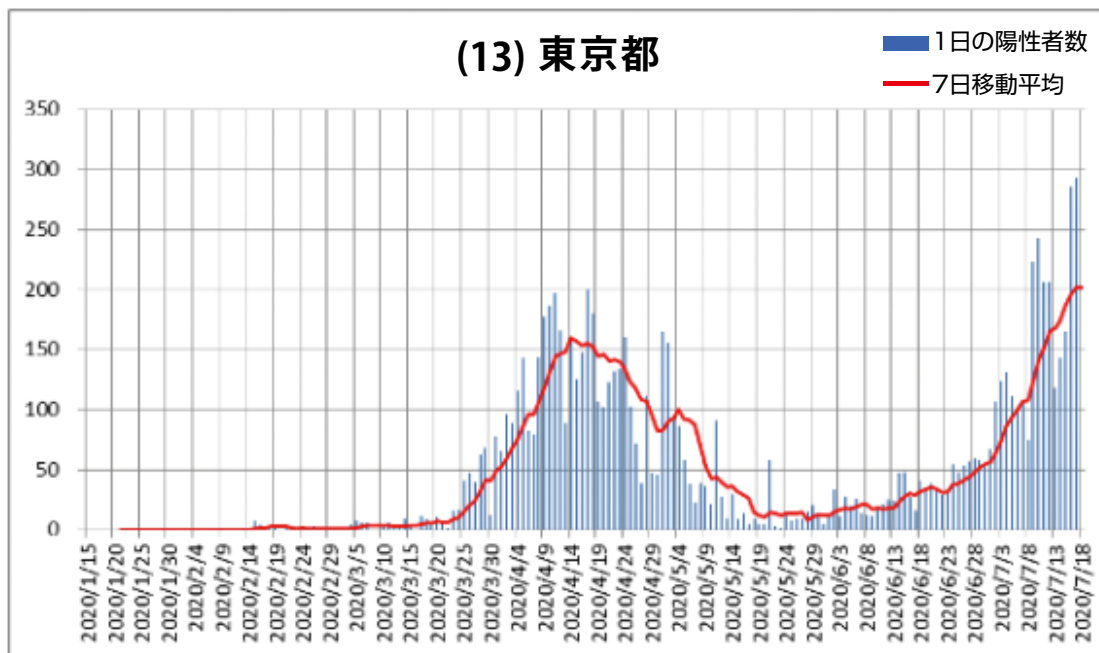
また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

★詳しくは、立川都税事務所 (tel 042-523-3171) までお問い合わせください。

今、問われる 社会規範?



- 1 細かくて恐縮です。下の表はNHK報道資料から作成されたものですが、コロナ禍はおおよそ収束とは程遠い現状です。



- 2 一方、7月22日スタート予定の「GoToキャンペーン」に対し、新型コロナウイルスの感染拡大懸念の声が拡大し、東京都を発着とした旅行は対象外になりました。
- 3 そもそも、観光・宿泊・飲食業等のコロナ禍で売上激減事業者の支援のために旅費等を補助することがこのキャンペーンの事業の主眼といえますが、この事業は、新型コロナ感染症の感染拡大収束後の一定期間に実施する条件とされていました。東京都では連日200名を超える感染者が確認されている現状(7/18現在)は、収束といえるのでしょうか。
- 4 このような現状で、旅行に出かける資金的余裕のある人あるいは出かけようという気持ちになる人がどれだけおられるのかは予測困難でしょう。本号が発行される8月下旬には、判明しているとは存じますが・・・。
- 5 感染者の年代や感染場所が拡大し続けている中で、他人の迷惑を省みないユーチューバーなどの行状やマスク着装やソーシャルディスタンスを遵守できない人達による常識外れの言動がメディアで報告されています。個人個人の自覚と責任による「感染しない・感染させない」の姿勢が感染拡大予防の根本ではないでしょうか。

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし)

2020年8月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、
国分寺市指定管理者評価委員、ワンストップソリューションサービスチーム=NCVPJ 主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員



略歴

- 昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- 昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得
- 平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所

- 所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- TEL 090-1738-7991
- e-FAX 03-4496-5373
- e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp

地域の名所

東久留米七福神めぐり

観光町おこしの一環として、毎年1月第2土曜に七福神めぐりを開催しています。今年で16回目となりました。七福神めぐりは市内の仏閣に七福神が安置されており、その仏閣を回ります。歩行距離は約8kmです。適度な歩行距離のため、一般の方に加えて、高齢者の方でも回れるようになっています。

七福神めぐりのスタートは東久留米駅近くの西口中央公園から出発し、順に多聞寺（毘沙門天尊）、米津寺（布袋尊）、大圓寺（寿老尊・福祿寿尊・恵比寿尊）、宝泉寺（弁財天尊）、浄牧院（大黒天尊）の5仏閣を回って東久留米市役所がゴールとなります。

七福神めぐりの道中や各ポイントで実行委員が休憩所を運営しており、物品や飲食販売されています。また、ゴールされた方に地元名産の柳久保かりんとうが配布されました。この柳久保かりんとうは柳久保小麦を使用していますが、この小麦は戦時中に一度消えてしまいました。しかし保存していた種から栽

培して、東久留米市が特産化して柳久保小麦は復活しました。

この七福神めぐりの発案は浄牧院元住職です。東久留米市内で七福神めぐりができる環境があることを知り、市内散策することで東久留米の良さを知ってもらうため、市内の住職の方々と相談して始めたと言われています。当初、七福神めぐりを西武鉄道に提案したところ、良い返事が返ってこなかったそうです。自治体や自治会、住民の方々が盛り上げたことにより、西武鉄道の協力も得られるようになりました。西武鉄道側でも鉄道の利用拡大を図るために、PR活動を積極的に実施し、池袋線の車内やホームなどで告知されたため、多くの方が年間通して参拝者が来訪するようになりました。今年の七福神めぐりでは約2400名強の参加がありました。

現在、七福神めぐりは東久留米七福神めぐり実行委員会が運営しています。



浄牧院（大黒天）



道中休憩所



チェックポイント



地域のイベント情報

西東京市

平成28年度に始動した「ハンサム・ママプロジェクト」は、「子育てしながら理想の働き方実現」に向けて、創業や就労の支援を行う、西東京市独自の事業です。本プロジェクトの一環として、参加者の学びの発表の場である出展イベント「ハンサム・ママフェスタ2020」を開催します。

当日は、相談、体験、販売など多岐にわたる出展を予定しています。フェスタ開催前にはイベント参加者向けに「出展準備のための講座」や「交流会」を実施するなど、“その場限りではない、成長のためのイベント”を目指しています。

- 日 時： 10月20日（火）午前10時～午後3時30分（予定）
- 場 所： 田無駅北口「アスタ」2階センターコート
- 出 店： 現在調整中

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります。

平成29年7月に開催して以降、毎回700人を超える来場者で賑わいます。今回も多数出展を予定しており、魅力ある商品・サービスをスタッフの熱意とともにお届けします。

【問い合わせ先】西東京市生活文化スポーツ部産業振興課
(TEL:042-420-2819)

清瀬市

清瀬市制施行50周年記念特別展

「リマスターアート®でみる オルセー美術館印象派の名画展」

- 会 期： 令和2年10月3日（土曜日）～25日（日曜日）
午前9時～午後5時（最終入場午後4時30分）
月曜休館
- 場 所： 清瀬市郷土博物館ギャラリー
- 観覧料： 大人500円 大高生300円 小中学生100円
- 内 容： 本展ではオルセー美術館が所蔵するミレー、モネ、ルノワール、ゴッホなどの印象派の傑作を、最先端技術による超高精密な画像処理により復原した美術館公認のマスターアートとして間近で鑑賞できる特別な展覧会です。

《特別展開連イベント》

- 「ギャラリートーク～常時開催」
会期中、専門の担当者による本展の見所や楽しみ方、展示解説などを行います。
- 「ミュージアムショップの開設」
特設されるミュージアムショップではポストカード、ミニ復原画、クリアファイルなど貴重なグッズの販売を行います。

【問い合わせ先】
清瀬市郷土博物館(TEL:042-493-8585)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）**した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1） 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 - ▷個人：課税期間の翌年の3月末
（注2） 国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません**。

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日） ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内） ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



報告

税制等セミナー 実施報告

新型コロナウイルスの影響で延期していた税制等セミナーを三密防止を図りながら、再開しています！

税務教室

6月16日(火)東村山税務署杉村法人審理担当官を講師にお迎えし、減価償却の計算方法と法人税申告書作成の2講座を開催しました。分かり易い説明で大変好評でした。次回は、8月18日(火)に寄付金と交際費の取扱いについての教室を開催します。



源泉所得税実務研修会

6月22日(月)東村山税務署宮下法人審理担当上席を講師にお迎えし源泉所得税の基礎から応用までを例題演習とその解説講義の形で行いました。特に、2020年からの配偶者控除の範囲の変更内容と影響について詳しく説明をいただきました。



新設法人説明会

7月1日(水)牧野友彦税理士及び税務署担当官を講師にお迎えし、新規設法人に税務手続きやポイント等に関して、全法連発行の「新設法人のための会社の税金ガイドブック」に基づき講義をいただくとともに、税制改正や税に関する疑問等に対して解説を行いました。また、当会より設立時に必要な経理・税務・社会保険手続きについて、実際の申告書を用いた解説付き「新設法人のための会社経営実務ガイド」を進呈し、参加者に喜んでいただきました。



決算法人説明会

7月2日(木)吉川仁美税理士及び税務署担当官を講師にお迎えし、決算を迎える法人を対象に決算・申告事務の流れとポイント等に関して、全法連発行の「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」(令和2年度版)に基づき講義をいただくとともに、税制改正等について説明をいただきました。特に、講義終了後の税理士と税務署担当官による個別の質疑応答は好評を頂きました。



報告

ビジネスマナー研修 実施報告

7月16日(木)、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期としていた「ビジネスマナー研修」を東村山法人会館において開催しました。講師にミサワTG&Sオフィス(株)代表取締役三澤雅史氏をお招きし、ビジネスマンの必須要件である社会人としてのマナーや基本的な仕事の進め方や名刺交換や電話対応の説明等、実務的な研修を行って頂きました。今年度で開催第8回目となりますが、特に新型コロナウイルス感染防止を考慮したマナーについても丁寧にお話いただき、新入社員の方々だけでなく中堅社員の方々からも為になったと大変好評を頂きました。



三澤雅史氏



研修状況

報告

女性部会研修会 実施報告

女性部会主催第2回研修会が令和2年7月6日(月)に法人会館にて開催され、部会員20名、一般の方3名の計23名の方に参加して頂きました。

今回は、日本クレーム対応協会講師で接客コンサルタント、現役のお笑いタレントでもある大島和也先生による「人を笑顔にする話し方」と題した講演が行われました。

人を笑顔にするには、何を話すかより「どう話すか」が大切だということを、大変楽しく分かりやすく教えていただき、とても有意義な研修会でした。



大島和也先生



研修会場

会社紹介



Company introduction

株式会社 小堀建築設計事務所

代表取締役会長 小堀 好美



- ▶ 所在地 〒188-0011 東京都西東京市田無町7-20-32
- ▶ TEL 042-465-3173 ▶ FAX 042-461-2738
- ▶ Mail kobori-archi@jcom.home.ne.jp
- ▶ HP <http://kobori-archi.co.jp>

「品性を大事に、本物へのあくなき追求」

田無に生まれ育った私は大学の建築学科を卒業し、6年の実務経験後、昭和46年1月、地元旧田無市本町2丁目の田無駅前にあった父や叔父が営んでいた建設会社の2階の一間をお借りし、小堀建築設計事務所を創業いたしました。

以来、昭和、平成、令和と時代が目まぐるしく変遷する中であって、多くのクライアントの皆様方の御支援、お力添えを賜り、おかげさまで今年度をもってちょうど50年の月日を数えることが出来ました。

この間、昭和58年2月には事務所を現住所の西東京市田無町7丁目に移し、昭和62年11月には法人化し、株式会社小堀建築設計事務所となり、今日に至っております。

当事務所は、東京都や西東京市を中心に、近隣各市の公共建築物の新築や大規模改修工事等の設計に携わらせていただくと同時に、民間の戸建住宅はもとより、共同住宅、オフィスビル、教育施設、福祉施設等々、幅広い用途について、新築、増改築、リフォームといった工事種別を問わず、多種多様な分野の建築設計をさせていただいております。

今日、社会や時代が複雑多様化する中であって、クライアントの思いやニーズを十分に理解し



▲事務所社屋



▲西東京市コール田無



▲浄牧院大空会館斎場



▲共同住宅シーリン東伏見



▲共同住宅サンライト M

た上で設計した私どもの作品が、クライアントに満足感や喜びを与える事が出来、ひいてはその建物が街の活性化につながり、人々に喜んでいただけるような環境づくりに貢献できれば私ども建築に携わる者としてこの上ない喜びであります。

当事務所の経営理念について申し上げます

- ① 常に感性を磨きつつ、高い理念と使命感をもって仕事をする
- ② 高度な知識と技術の絶え間ない習得
- ③ 強い連帯感（信頼感）と規律の保持

そういう経営理念のもと、最終的にはこれからも「品性を大事に、本物へのあくなき追求」に努めていきたいと考えております。

セミナーのご案内



**参加費
無料!!
予約
不要!!**

セミナー名	月日(曜日)	時 間
決算法人説明会	9月 8日(火)	13時～15時30分
税務教室「特別償却と法人税額の特別控除」	9月15日(火)	15時～16時
新設法人説明会	9月24日(木)	13時～15時40分
決算法人説明会	10月 6日(火)	13時～15時30分
税務教室「令和2年度税制改正の概要」	10月20日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合の良い日にお越し下さい。

どなたでも参加できます!

お問い合わせ▶

☎042-394-7654

● 新型コロナウイルスの影響等で開催を取り止める場合があります。
細部は事務局へお問い合わせ下さい。

報告

生活習慣病健診報告

7月上旬から今年度夏季の生活習慣病健診を管内2ヶ所で行いました。残念ながら保谷こもればいホールでの健診は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、東大和ハミングホールと東久留米スポーツセンターでは、三密や飛沫防止、消毒等の処置を行い約170名の会員企業の経営者・ご家族とその従業員の方々が受診されました。法人会の福利厚生事業として割引価格で提供されるとともに、健診のコースは自由を選び、またオプション検査の追加も可能です。(細部は下段をご確認ください。)冬季の健診は令和3年2月に予定しています。



健診会場

ひとひと



東村山第6支部副支部長

大野 初 さん

オハナをテーマに(不動産業)



2年間地元の不動産屋さん
に実地指導をいただきながら、
現在合格率15%と難関の
宅建に合格しました。先
に資格取得をしていた妻と
ともに、平成26年に建替え
た弊社の賃貸物件、オハナ
ハウス内に平成29年1月、
オハナハウジングを開業い
たしました。

オハナとは、ハワイの言
葉で「家族」「家族の絆」
を意味し、その家族には親
戚や地域の人々も含めた広
義の意味があるそうです。

最近オハナをつける集合住
宅も散見されますが、ハワイ好
きな私の母の提案で家業として
事業をしていくにあたり、家族
みんなが幸せになれるように。
また、弊社をご利用いただくお
客様が幸せな家

探しができます
ようにと想いを
込めて名付けま
した。

その甲斐(ご
りやく?)があつ
てか、オハナハ
ウス入居者の方
から「結婚しま



オハナハウジング



社屋

有限会社 孝友商事
オハナハウジングの
大野と申します。出身
は東村山市で、昭和52年生まれ
の43歳です。

大学は法学部の卒業ですが、
学生時代の飲食店でのアルバイト
が起因して寿司のテイクアウ
ト専門店で就職し、長く店長と
してマネージメントを勉強しま
した。また、就職後間もなく結
婚し妻の実家のある千葉県松戸
市に14年間住んでいました。

孝友商事は昭和53年4月、会
社員だった祖父が、定年退職し
た時に持っていたアパート2軒

の不動産業を目的に法人化した
もので、祖父の趣味、民謡名(孝
友IIたかとも)から名付けたそ
うです。祖父は現在96歳、93歳
の祖母と共に健在ですが、会社
員の傍ら若いときから熱心に地
域活動に参加し地元の自治会、
商店会、消防後援会等の役員を
したり、東村山法人会や青色申
告会でも長く役員を務めました。
そんな元氣だった祖父が90歳を
前に不動産業を譲りたいとの話
があり、悩みましたが祖父の継
承者として地元帰りを決断しま
した。

学生時代以来の勉強でしたが、

「子供ができました」という
報告が後をたたず、妻は、独身
の入居者等に「幸せになれるマ
ンションですよ」といつもご案
内しています。

祖父から引き継いだ地域活動
に私も積極的に参加し、消防団
を含めて現在いろいろな団体に
所属させていただいています。
諸先輩から可愛がっていただき、
また多くの情報や仕事につなが
るご紹介等もいただき、地域で
の生業が少しずつ回り始めてい
ることを実感しています。どん
なにAI化の時代になっても大
切なことは人と人とふれあいや
絆だと思っています。

そのことを会社経営の指標とし
地域活性化の一助に頑張つてまい
りますので、関係皆様のご指導を
よろしくお願い申し上げます。

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX 講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

全国大会と国内研修の中止について

第37回法人会全国大会(岩手大会)は新型コロナウイルス感染拡大状況が不透明なこと等から、中止となりました。

このため、全国大会に合わせて計画していた岩手方面への国内研修も中止とさせていただきます。

参加を予定していただいていた皆様方には、大変申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。来年度の全国大会と国内研修については計画が決まりましたらご案内致します。



昨年度の全国大会(三重)の状況



昨年度の国内研修(伊勢神宮)の状況

第8回 通常総会のご報告

6月23日(火)、法人会館において第8回通常総会を開催しました。

本年度の総会は、新型コロナウイルスの影響により、参加者の健康と安全を第一に考え、残念ながら来賓のご招待も見合わせるとともに、また同日開催してきた本部研修会と交流会を取り止める等、規模を縮小した形となりましたが、会員の皆様にご委任状のご提出等のご協力をいただき、予定された議事を無事に終了することができました。会員の皆様のご理解とご協力に心より感謝を申し上げます。

なお、昨年度の会員増強や活動功労者表彰を受表彰された支部・会員の方には、賞状と副賞を郵送にてお届けいたしましたことをご報告いたします。

第8回通常総会決議のご通知

第8回通常総会において、下記の通り議案が報告及び決議されましたのでご通知申し上げます。



- (1) 令和元年度事業報告(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)
 - (2) 令和2年度事業計画(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
 - (3) 令和2年度収支予算(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
- 本件は、上記の内容を報告致しました。



- 令和元年度決算承認の件(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)
- 本件は、原案通り可決承認されました。



村野会長挨拶



内野総務委員長による
令和元年度決算説明



総会会場



仁平監事による監査報告

令和元年度 法人会活動功労者発表

令和元年度に功績のあった支部、会員への表彰状を例年、通常総会の場において表彰式を開催していましたが、今年度の通常総会は新型コロナウイルス感染拡大防止を鑑み規模縮小にて執り行われましたので、受表彰の方を誌上にてご報告します。なお、受表彰の方々に賞状と副賞を郵送させていただきます。

(支部順・敬称略)

★会員増強功労表彰

- ・目標達成支部 西東京第3支部
- ・個人努力賞 最優秀賞 (西東京第3支部) 鎌田忠詞
- 優秀賞 (西東京第2支部) 小堀好美
- (東村山第3支部) 中條基成

★本部委員会活動功労者表彰

総務	(東村山第1支部) 中澤昌	(小平第1支部) 水間康夫
	(小平第3支部) 加藤健	(西東京第2支部) 松本敦彦
	(東久留米第1支部) 川嶋寛	(東久留米第2支部) 大澤進
	(東久留米第3支部) 篠澤史郎	(清瀬支部) 狩野徹
	(清瀬支部) 小林浩	
組織・厚生	(東村山第1支部) 中澤徳子	(東村山第6支部) 三馬教子
	(小平第1支部) 今井啓介	(小平第2支部) 長谷公人
	(小平第4支部) 伊藤連邦	(東久留米第1支部) 大山裕嗣
	(東久留米第4支部) 笠原昭久	(清瀬支部) 松村重樹
税制・社会	(東村山第1支部) 中村智行	(小平第2支部) 林研志
	(小平第4支部) 鈴木信恵	(西東京第1支部) 犬竹政雄
	(西東京第2支部) 竹内幹哉	(東久留米第1支部) 野島武夫
	(東久留米第2支部) 吉田茂	(東久留米第4支部) 野崎悦子
	(女性部会) 三馬教子	(女性部会) 塩月シナエ
広報	(東村山第6支部) 佐々木原幸一	(小平第2支部) 千葉清久
	(西東京第2支部) 竹内信也	(東久留米第1支部) 野島貞夫
	(東久留米第3支部) 薄井信一	(清瀬支部) 皆川孝広
事業研修	(東村山第1支部) 町田一成	(東村山第6支部) 下澤由起夫
	(小平第2支部) 早坂直美	(東久留米第2支部) 長谷山大輔
	(東久留米第3支部) 南端常雄	

★支部活動功労者表彰

東村山	(第1支部) 本間亜由武	(第2支部) 小山昭子
	(第3支部) 平塚幸一	(第4支部) 小山文夫
	(第5支部) 葉山武範	(第6支部) 大野初
小平	(第1支部) 小野秀一郎	(第2支部) 波多野宏明
	(第3支部) 加藤健	(第4支部) 吉村光生
西東京	(第2支部) 小堀好美	
	(第1支部) 貫井勝義	(第2支部) 長谷山大輔
東久留米	(第3支部) 寺村上男	(第4支部) 辻浩一郎
	(清瀬支部) 松村重樹	(清瀬支部) 加藤正子
清瀬		

★部会活動功労者表彰

青年部会	(東村山) 齋藤純也	(小平) 師岡勇一郎
	(西東京) 下平翔吾	(清瀬) 小林雄治
女性部会	(東村山) 池田菊江	(小平) 吉田歌子
	(西東京) 塩月シナエ	(東久留米) 大島克江
	(清瀬) 加藤正子	

★福利厚生事業功績表彰

- ・経営者大型保障制度推進優秀支部
- 最優秀支部 小平第1支部
- 優秀支部 小平第4支部 東久留米第2支部
- ・がん保険加入優秀支部 小平第4支部

★保険会社推進員に対する感謝状

- (大同生命) 鶴田真理子 氏 (大同生命) 大久保順子 氏
- (ユーアイファミリー) 藤原玲子 氏 (日昭) 上原基裕 氏



(公社) 東村山法人会の委員会・部会の紹介を行います。皆さん各委員会、部会とも地域のために頑張っていますので、ご期待ください!

今回は、組織・厚生委員会を紹介します。

組織・厚生委員会では、年間を通じて会の運営基盤充実のために会員増強運動を行なっています。このため、会統一会員増強デーを10月に設け、その後約1ヶ月間を会統一会員増強期間として会員増強を推進しており、1月の新年賀詞交歓会の場において新入会員等紹介行事を行い先輩会員との交流を図っています。また、会員の福利厚生として厚生親睦チャリティ・ゴルフ大会を6月に開催し、集まったチャリティーは管内5市の社会福祉協議会に寄付しています。(※今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためゴルフ及びチャリティー寄付は中止となりました。) その他、受託3社等との連携を図りながら福利厚生の充実を図ります。

今後も会員増強と会員への福利厚生を軸とした事業を行ってまいりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。(委員長 神藤栄一)



組織・厚生委員会メンバー



神藤委員長



新入会員紹介行事(令和元年度)



厚生親睦チャリティ・ゴルフ大会(令和元年度)

かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員が家族や友人の如くに、力をあわせて働く小さな会社。
実は、日本の会社の99%はそのような中小企業です。
そういふ会社だからこそ生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り……。
つまり、いくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のバイオニアとして、
これからも、これからも、中小企業の経営を、
事業承継を、万が一のときの存続を、支えていきたいと思ひます。
現在、ご契約いただいている企業数は約37万社。
この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さでもあります。
お力添えの会社により大きな安心をお届けするために、
私たちに挑戦を続けます。



さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

37万社の中小企業を支える責任。 **DAIDO 大同生命**

多摩支社東村山営業所/東京都東村山市栄町2-3-2(野澤久米川駅前ビル5F) TEL 042-397-0861

法人会行事のご案内

令和2年7月31日現在

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
9/ 2(水)	16:00	第3回広報委員会	法 人 会 館	9/28(月)	13:30	e-Tax・eLTAX講習会	法 人 会 館
9/ 7(月)	15:30	第3回組織・厚生委員会	//	10/ 6(火)	13:00	国土工営個別融資相談会	//
9/ 8(火)	13:00	決算法人説明会	//	//	13:00	決算法人説明会	//
9/ 9(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//	10/ 7(水)	13:30	決算書作成講座	//
9/11(金)	13:00	労務経営相談会	//	10/ 9(金)	13:00	労務経営相談会	//
9/15(火)	13:00	個別融資相談会	//	10/15(木)		会統一会員増強デー	
//	15:00	第5回税務教室	//	//	13:00	東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター 事業承継個別相談会	法 人 会 館
9/17(木)	13:00	東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター 事業承継個別相談会	//	10/20(火)	13:00	個別融資相談会	//
//	16:00	第2回理事会	//	//	15:00	第6回税務教室	//
9/24(木)	13:00	新設法人説明会	//	※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。			

10月15日(木)は東村山法人会の会統一会員増強デーです!

会統一会員増強期間▶ 10月15日(木)～11月14日(土)

会の組織基盤の強化・充実の為に、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。
会員皆様のご協力をよろしくお願いします。

今年は新型コロナウイルス感染拡大状況等を踏まえて、無理のない範囲での行動をお願いします!

想いをつないで50年「会員企業を守りたい」キャンペーンについて

令和3年に、経営者大型総合保障制度創設50年を迎えることから、法人会ではこの大きな節目の年を、AIGによるビジネスガードやアフラックによるがん保険なども含めて、「想いをつないで50年「会員企業を守りたい」キャンペーン」を昨年度から実施中です。新規制度加入企業数は全法連ベースで2年間3社共有57,800社を目標としています。

各社ごとの令和2年度増員目標 (単位: 社)

	合 計	大型保障 (大同生命)	ビジネスガード (AIG損害保険)	がん・医療 (アフラック)
東村山法人会	83	21	36	26
東 法 連	4,085	1,155	1,900	1,030
全 法 連	29,013	6,413	15,050	7,550

以上の目標を達成すると達成率上位の単位会に特別表彰と報奨金が支給されます。
新設法人の情報等を事務局や受託3社にお知らせ下さい。

お知らせ 厚生親睦チャリティゴルフ大会中止のご連絡

6月2日(火)の開催を延期し10月開催を計画していた東村山法人会第27回東村山法人会厚生親睦チャリティゴルフ大会は、組織・厚生委員会において審議の結果、新型コロナウイルス感染拡大状況が不透明なことに鑑み、皆様の健康と安全を第一義として今年度の開催を中止とさせていただくことに決定いたしました。楽しみにされていた会員の方々には申し訳ありませんが、次年度の開催に向け準備を進めて参ります。

福利厚生制度マイスターの紹介

東京法人会連合会は、福利厚生制度推進策の一環として、平成27年度より受託会社推進委員及び代理店担当者に対する「東法連福利厚生制度マイスター」制度を創設しており、今般令和2年度の推進成績が優秀であった134名の方を令和2年度マイスターに認定しました。

(例年、表彰式が開催されておりますが、今年は東京都内での新型コロナウイルスの第二次感染拡大の可能性を鑑み中止となりました。)

東村山法人会の関係先から、大同生命保険(株)の鶴田眞理子氏、大久保順子氏、八鍬音羽氏が、またAFLAC代理店藤原玲子氏((株)ユーアイファミリー)、同じく高瀬雅晴氏(ファインブルー(株))、上原基裕氏((株)日昭)、熊谷大吾氏の7名の方がマイスターに認定されました。

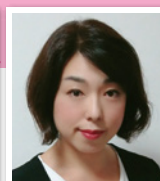
東村山法人会は、マイスター認定者を厚生連絡協議会や新春賀詞交歓会等へ招待し、紹介等の場を設けております。会員の皆様も福利厚生制度の充実に向け、7名のマイスターを始め福利厚生制度受託3社の推進員にご相談や情報提供をいただく等、法人会の福利厚生制度を是非ご活用ください。



大同生命保険(株)
鶴田眞理子 氏



大同生命保険(株)
大久保順子 氏



大同生命保険(株)
八鍬音羽 氏



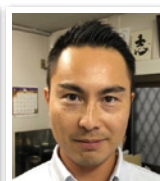
(株)ユーアイファミリー
藤原玲子 氏



ファインブルー(株)
高瀬雅晴 氏



(株)日昭
上原基裕 氏



熊谷大吾 氏



甘酢三色盛り合わせ

東久留米第1支部
野島 貞夫 さん

簡単！
おいしい★



材 料

・菊の花
・わかめ
・エビ

調味料

・すし酢



作り方

- ① 菊の花びらを取って、サット湯通して、水に冷やして水を絞り、
- ② わかめを水に戻し、菊の花と同じ、さっと湯通して、水に冷やして水を絞る
- ③ 市販の蒸しエビなら、殻を剥いてOK
- ④ 三色の具をお皿に盛り合わせたら、すし酢をかけて完成です！

募集

税に関する質問を募集します！

募集要項

質問を100字以内でお願いします。
匿名でOK！

「教えて税理士さん！」コーナーの質問を募集しています。(P7) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等をお寄せ下さい。いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

●ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。

教えて税理士さん！

クリック

●メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
■メールアドレス
info@higashimurayama-hojinkai.or.jp
■ファックス番号 042-392-3820

※広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡先をご記入下さい。

【問い合わせ先】 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。採用された写真または投稿を掲載させて頂きます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)
記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



税に関する質問や表紙写真が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どうぞご応募下さい。

東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[270号] 令和2年8月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載